

情報保全監察室の設置に関する訓令

平成26年12月9日
内閣府訓令第55号

(総則)

第1条 内閣府本府に、情報保全監察室（以下「監察室」という。）を置く。

(任務)

第2条 監察室は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）附則第9条に規定する独立した公正な立場において、行政機関の長（同法第3条第1項本文に規定するものをいう。）による特定秘密（同項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第4項に規定するものをいう。）の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関する事務（大臣官房公文書管理課の所掌に属するものを除く。）を行う。

(組織)

第3条 監察室に、室長、参事官及び所要の室員を置く。

2 室長は、大臣官房独立公文書管理監をもって充てる。

3 室長は、監察室の事務を掌理する。

4 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。

(補則)

第4条 この訓令に定めるもののほか、監察室の内部組織に関し必要な事項は、内閣府本府の内部部局及び沖縄総合事務局の内部組織に関する訓令（平成13年内閣府訓令第1号）第24条の規定にかかわらず、室長が、大臣官房長に協議の上、定める。

附 則

この訓令は、平成26年12月10日から施行する。